

# 1 債務整理手続の種類

## —どのような債務整理手続を選択すべきか

弁護士 野々山 宏

### Q1-1 個人の債務整理手続

最近、勤めていた会社が廃業してしまい、収入が大きく減額し、住宅ローンや銀行ローンが返済できそうもありません。債務を整理して生活を立て直したいのですが、どのような方法がありますか。

#### A1-1

債務や財産をいったん清算する「個人破産」と、財産を維持して債務を減額等しこれを返済して再建する「個人再生」があります。債権者と合意できるなら、「特定調停」や「任意整理」の方法もあります。財産や今後の収入などを考慮して選択します。

#### 解説

個人の債務整理には、裁判所主導の法的な手続である「個人破産」「個人再生」と、裁判所が関与しながら債権者と協議を行って整理を行う「特定調停」と、あくまで当事者間で話し合っ整理をする「任意整理」がある。「個人破産」は、財産を換価し、いったん清算して生活を立て直す清算型の手続であり、「個人再生」「特定調停」「任意整理」は、債務を減額するなどして、債務を返済しながら生活を立て直していく再建型の手続である。当該個人が、給与所得者か事業者か、今後の収入の予想、住宅や預金など財産の状況やその確保の可能性、債権者の属性などによって適切な手続を選択していくことになる。

#### 1 個人破産

破産は、清算型整理の基本となる制度であって、支払不能又は債務超過にある債務者について財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者の経済的再生の機会を確保することを目的とする(破産法1条)。このうち法人ではなく個人についての破産が、「個人破産」と呼ばれている。制定当時の破産法は総財産の清算のみを目的としていたが、昭和27年改正で免責、復権の制度が導入されて、債務者の経済的再生が破産手続の副次的な目的となった。そして、多重債務が社会問題となってから、個人破産は債務者の財産清算の手段のみならず経済的再生に

活用されている。財産も全てが換価されるのではなく、生活するための最低限の財産が自由財産として確保される制度設計がされている。財産が少なく、債務を減額して返済をしていくのが困難な個人は破産を選択することになる。

換価する財産がある場合には破産管財人が選任される管財事件となる。換価する財産が少ない場合には破産管財人を選任せず免責許可決定を得て債務負担から解放される同時廃止事件となる。

#### 2 個人再生手続

平成11年に制定された民事再生法に基づく制度で、多額の債務を負った債務者が、債務を減額して返済をしていくことを可能としている。民事再生法は事業を行っている法人や個人の民事再生手続だけでなく、小規模な営業活動をしている個人や給与所得者にも、破産とは異なって財産を維持しながら再生できる制度を設けている。これを「個人再生手続」と呼んでいる。

個人再生手続では、債務者が、全債権者に対する返済総額を減額し、その金額を原則3年間で分割して返済する再生計画を立て、債権者の意見を聞いたうえで裁判所が認めれば、その計画どおりの返済をすることによって、残りの債務(養育費・税金など一部の債務を除く)などが免除される。

個人再生手続には、小規模個人再生手続と給与所得者等再生手続の2つがある。

##### (1) 小規模個人再生手続

主に、個人商店主や小規模の事業を営んでいる人などを対象とした手続で、利用するためには、債務の総額(住宅ローンを除く)が5000万円以下であること、将来にわたり継続的に収入を得る見込みがあること、債権者の2分の1の反対がないことなど条件がそろっていることが必要となる。

##### (2) 給与所得者等再生手続

主に、サラリーマンを対象とした手続で、利用するためには、債務の総額(住宅ローンを除く)が5000万円以下であること、将来にわたり継続的に収入を得る見込みがあること、収入が給料などで、その金額の変動が小さいことなどが必要となる。債権者の2分の1の反対がないことの要件は必要ない。ただし、実務では、給与所得者であっても、反対されることはほとんどないので、(1)の手続が選択されることが多い。

債務の中に住宅ローン債務がある場合に、小規模個人再生手続、又は、給与所得者等再生手続の申立

をする際に、住宅ローンを別に返済して住宅を確保する特則を利用することができる。ただし、この住宅ローンの返済総額は、他の債務などのように減額することはできない。

上記の条件が当てはまり、一定の返済を続けても財産を維持し、住宅を確保しながら、経済的再建を図ることを希望する場合にはこの手続を選択することになる。

### 3 特定調停

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(以下、「特定調停法」という。)に基づく、債権者の同意を得ることを基本とする裁判所施設内で行われる裁判外整理手続である。複数の債権者に対する調停を同一期日に指定して債務整理を行うことができる。一部の債権者が同意しない場合に、調停委員会が職権で、2週間以内に異議がなければ裁判上の和解と同一の効力をもつ民事調停法17条の「調停に代わる決定」をすることもできる。

多数の消費者金融に債務がある場合で、過払いなどの返済金なども加味して一定の返済の可能性がある場合に有効な手続である。

### 4 任意整理

裁判所が関与する手続によらず、弁護士に依頼するなどして、各債権者と交渉して債務の整理を実施する手続である。様々な手法や解決方法があり、簡易、迅速で柔軟な解決がはかれるが、あくまで債権者の同意が必要となるため、債権者に平等となるか、全債権者の同意が確保できるかなどの見通しが重要となる。

## Q1-2 事業者の倒産、再生の手続

衣料品の製造販売会社を営んでいます。売り上げが落ちてきて、従業員の給与も遅れがちです。このまま事業を続けていくにしても、銀行や取引先に支払を減額してもらう必要があります。事業者の倒産手続、再生手続にどのような方法があるか教えてください。また、その選択のポイントを教えてください。

## A1-2

売り上げが今後も減少するなど経営の継続が難しくれば、「破産」「特別清算」の手続があります。事業を継続しながら、債務の減額等をしてもらって返済を続けていく「民事再生」「会社更生」「特定調停」「私的整理」などの方法があります。当該事業者が、個人事業者か法人か、事業の規模、今後の事業収入の予想、

財産の状況、担保権の設定状況や債権者の協力の可能性などにより、弁護士とよく相談して適切な手続を選択していくことになります。

## 解説

事業者の債務整理には、裁判所主導の手続である「破産」「民事再生」「会社更生」「特別清算」と、裁判所が関与するが債権者と協議を行って整理を行う「特定調停」と、あくまで当事者間で話し合っ整理をする「私的整理」がある。「破産」「特別清算」は、財産を換価して配当などを行って事業を清算する清算型の手続であり、「民事再生」「会社更生」「特定調停」「私的整理」は、債務を減額するなどして債務を返済しながら事業を継続していく再建型の手続である。それぞれの手続のメリット、デメリットを考慮する必要がある。

### 1 破産

破産法に基づき、支払不能又は債務超過にある債務者の財産を、裁判所が選任した破産管財人によって管理・換価し、配当して弁済する清算型の法的整理である。事業の継続はできない。申立は債務者・債権者のいずれもできるが、裁判所の関与で適正かつ公平な清算を図ることを目的とする。会社は破産手続開始決定によって解散して消滅するが(会社法471条5号、破産法30条2項)、個人事業者の場合には免責を受けて経済的再生の機会が与えられる。

### 2 特別清算

会社法510条から574条に基づいて、株式会社の清算に際し、清算の遂行に著しい支障を来すべき事情があること、又は、清算株式会社の財産がその債務を完済するのに足りない債務超過の状態の疑いがあると認めるときに、裁判所の監督のもとに行われる清算型の法的整理である。債権者の「協定」によって弁済が行われるなど、整理を柔軟かつ迅速に、低コストでできる利点があるとされている。

### 3 民事再生

民事再生法に基づき、経済的に窮境にある債務者が、裁判所の関与のもとで業務の遂行や財産の管理処分を継続しながら再建を図る再建型の法的整理である。議決権を持つ債権者の多数及び議決権者の債権総額の2分の1以上の同意を得、さらに裁判所の認可を受けた再生計画を履行していくことになる。裁判所管理のもとであるが、債務者が主導して行うことができる特徴がある。

### 4 会社更生

会社更生法に基づき、経済的に窮境にあるが再建



の見込みのある株式会社が、裁判所の強力な関与のもとで債権者、株主、従業員等の利害を調整して再建を図る再建型の法的整理である。株式会社のみ認められ、裁判所が選任した保全管理人が主導して手続が進められていくことに特徴がある。

#### 5 特定調停

特定調停法に基づく、裁判所施設内で債権者の同意を求めて再建を図る裁判外整理手続である。主として個人の債務整理に利用されていたが、事業者や法人の整理にも活用されることが期待されている。

債権者からの民事執行手続を停止できることや、債権者が同意しない場合に調停委員会が職権で、2週間以内に異議がなければ裁判上の和解と同一の効力をもつ民事調停法17条の「調停に代わる決定」をすることなどを利用して事業の再生を図ることができる。

#### 6 私的整理

以上の裁判所が関与する整理手続とは異なる、私的な機関の関与による整理手続の総称である。詳細はQ1-3を参照されたい。

### Q1-3 裁判所の関与しない整理・再生の方法

最近では、企業の再建のための私的整理もいろいろな方法があると聞いていますが、どのような手続がありますか。

#### A1-3

最近、裁判所の関与による法的整理は、申立要件やその後の手続が厳格で、企業の再生が難しいとの指摘から、様々な私的整理の機会が確保されつつあります。裁判所が限定的に関与する「特定調停」のほか、金融支援型の私的整理として、「私的整理に関するガイドライン」「中小企業再生支援協議会による再生支援手続」「株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)による再生支援手続」「裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律(以下、「ADR法」という。)に基づく事業再生ADRによる手続」などによる債務整理があります。また、個人保証をしていることが多い中小企業の経営者が、個人保証を減額して再び事業活動を行う機会を確保する「経営者保証に関するガイドライン」も定められています。これらの私的整理は迅速かつ柔軟な手続で事業継続や再建に資するメリットがありますが、債権者全員の同意が必要であることが課題です。

#### 解説

##### 1 私的整理に関するガイドライン

全国銀行協会などの金融機関の事業者団体の多くや日本経済団体連合会が参加し、経済産業省、金融庁、日本銀行などの金融に関する公的機関もオブザーバーとなって、平成13年に策定され、平成17年に改訂された。強制力はないが、私的整理に対する準則が定められており金融機関の指針となっている。

債務者から申し出を受けた主要債権者が債務者とともに、一時取引停止の通知をし、債権者集会を招集して再建計画案を提示し、これを第三者機関である専門家アドバイザーの調査を経て、再度招集された債権者集会で全員が同意すれば成立する。3年以内の再建が目処となっている。

上場企業など大きな企業で短期的な処理が必要で、取引銀行の協力が得られ、金融債務の調整により大きな改善が期待できる場合などが適している。

##### 2 中小企業再生支援協議会による再生支援手続

産業競争力強化法に基づき経済産業省から認定を受け、全国の都道府県の商工会議所等に設置された中小企業再生支援協議会によって行われる。

①窓口相談、②再生計画策定支援(再生計画案の策定、調査、成立など)、③再生計画の達成のモニタリングを行う。

利用しやすく、厳格な手続準則がなく柔軟な対応が選択でき、比較的期間をかけても良い中小企業の再建に適している。

##### 3 株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)による再生支援手続

株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)は、株式会社地域経済活性化支援機構法に基づいて国や金融機関が出資して設立した株式会社で、経済状況の悪化に対応して多大な債務を負っている中小企業などの再建を、行政機関、金融機関とも連携して支援する。東京に本社があり、福岡、熊本、大阪、仙台に事務所がある。

地域で優良な経営資源を持ちながら過大な債務を負っている中小企業を主な対象として、相談、事業再生計画策定の支援とともに、①金融機関の債権の買取、②融資、③債務保証、④出資、⑤経営人材の派遣、⑥業務への助言、⑦ファンド業務などの支援を行う。

融資、出資や人材派遣など積極的な支援が行われるところに特徴がある。

##### 4 ADR法に基づく事業再生ADRによる手続

ADR法に基づく認証と産業競争力強化法の認定を受けた特定認証紛争解決事業者(ADR)による事

業再生手続である。認証事業者として、事業再生実務家協会(JATP)が認証・認可されている。他の私的整理手続とは異なり、第三者のADRである認証事業者が手続を主宰し、手続も法定されているので、公正性、透明性、公平性が確保されるメリットがある。また、取引銀行に大きな負担がかかる私的整理ガイドラインのデメリットを回避できる。一方で、他の私的整理と比べて手続が法定され柔軟性にやや欠けることやADR等に支払う費用が発生するデメリットもあり、上場企業など大規模な事業体に適している。

#### 5 経営者保証に関するガイドライン

金融庁、中小企業庁の関与のもとで設置された「経営者保証に関するガイドライン研究会」が中小企業の経営者保証の在り方と整理の際の準則について策定した。あくまで自主自立の指針であるが、債務者、保証人、金融機関が遵守することが期待され、金融庁は平成26年1月31日付けで、すべての金融機関に対してその遵守を求めた。

弁済計画を策定し、財産を換価して返済する一方で、保証人に破産の自由財産を超えて財産を残したり、債務免除をしたりする整理手順や留意点が定められている。